

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	役 務 仕 様 書	
	性質による分類	個 別 仕 様 書	
物品番号		仕 様 書 番 号	
品 名 又は 件 名	広報関連（メディアトレーニング）国内委託教育（基地司令等）	広報LPS-X00001-4	
		承認	平成20年 6月 4日
		作成	平成20年 6月 4日
		改正	平成29年 5月22日
			令和 7年 6月18日
作成部隊等名	航空幕僚監部 総務部広報室		

## 1. 総則

### 1.1 適用範囲

この仕様書は、広報関連教育（メディアトレーニング）国内委託教育について規定する。

### 1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる主な用語及び定義は、C&LPS-Y00007の1.2によるほか、次による。

#### 1.2.1

##### 基地司令等

航空自衛隊において、基地司令の職にある幹部自衛官、補職が予定されている幹部自衛官及びその他受講が必要とされる幹部自衛官

#### 1.2.2

##### 広報担当者

航空自衛隊において、広報業務を担当する幹部自衛官

#### 1.2.3

##### 航空機事故等

航空事故、地上事故及びサービス事故など、基地で起こり得る事故

### 1.3 引用文書等

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

なお、引用文書に定める内容がこの仕様書に定める内容と相違する場合は、この仕様書に定める内容が優先する。

C&LPS-Y00007 調達品等一般共通仕様書

件 名	広報関連（メディアトレーニング）国内委託教育
-----	------------------------

## 2 教育に関する要求

### 2.1 全般

基地司令等及び広報担当者に対し、対外広報のために必要な知識及び技能を習得させる。特に、**基地司令等**においては、**航空機事故等**の緊急事態発生という想定状況下での模擬記者会見を演練させ、報道対応能力（クライシスコミュニケーション能力）を向上させる教育を行うものとする。

### 2.2 基地司令等に対する教育

#### 2.2.1 教育場所

航空自衛隊市ヶ谷基地

#### 2.2.2 教育実施日

航空幕僚監部総務部広報室（以下，“官側”という。）の指定する日

#### 2.2.3 教育実施回数

3回／年度

#### 2.2.4 教育参加者数

4名／回（教育参加者は基準であり、変動する可能性がある。）

#### 2.2.5 教育内容（1回あたり）

##### 2.2.5.1 講義（約1時間）

メディアの現状、特性及び最近の傾向等について（以下，“メディア概論”という。）の講義

##### 2.2.5.2 模擬記者会見，講評及び対策（約1時間30分）

**航空機事故等**が生起したとの想定（状況付与）のもと、模擬記者会見を実施し、その様子をビデオ等に撮影したのち、ビデオを再生しつつ問題点を抽出して、望ましい対応要領について講義

### 2.3 広報担当者に対する教育資料の作成

#### 2.3.1 内容

メディア概論及び広報担当者向けの**航空機事故等**発生時における会見，公表，記者対応時の着意事項，ポジションペーパー作成要領に関する教育資料，解説音声及び動画の作成（教育所要：約2時間程度）

#### 2.3.2 納入時期

令和7年9月30日（火）

### 2.4 提出書類等

#### 2.4.1 教育実施計画書

契約の相手方は、**基地司令等**に対する教育の実施10日前までに教育実施計画書（様式任意）を作成し、官側に提出するものとする。記載内容については、次による。

##### a) 教育資料等

- 1) メディア概論講義資料
- 2) 模擬記者会見資料（シナリオ等，模擬記者会見に必要な資料すべて）

##### b) 講師の氏名（略歴等含む。）

件 名	広報関連（メディアトレーニング）国内委託教育
-----	------------------------

#### 2.4.2 教育実施成果報告書

契約の相手方は、教育終了の都度、別に示す期間内に教育実施成果報告書（様式任意）を官側へ提出するものとする。

- a) 講師の氏名
- b) 教育実施日時
- c) 受講者氏名
- d) 教育実施内容
- e) 成果及び所見
- e) 模擬記者会見時のビデオ（媒体の種類については、別途調整）

#### 2.5 その他

- a) 教育内容等，教育に関連する前項で示した一連の提出書類の内容に関して，官側と調整し，逐次変更するものとする。
- b) 教育を実施するにあたっては，事前に受講者数，実施時期等について官側と綿密な調整を実施するものとする。
- c) 教育で使用する教育資料及びパソコン等教育機材は契約の相手方が準備するものとする。

#### 3 検査

検査は，この仕様書によるほか，契約担当官の定める監督検査実施要領による。

#### 4 官側における支援

契約の相手方は，講義等を実施するに当たり，官側の支援を必要とする場合は，官側と調整の上，次の事項について官側の支援を無償で受けることが可能である。

- a) 実施場所の使用
- b) 机，椅子，マイク，プロジェクター，スクリーンの使用

#### 5 その他必要事項

この仕様書に規定のない事項又は疑義が生じた場合は，書面により速やかに契約担当官と協議するものとする。